

報告第2号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月18日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月29日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市総合福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市総合福祉センター設置及び管理条例（平成3年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。